

内閣法案特別委員會議事速記録 第二號

(二五)

昭和二十一年十二月二十一日(土曜)
午前十時二十四分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) それでは
是より開會致します

○男爵明石元長君 昨日澤田委員が御
話になりましたやうに、私も此の法案
だけでちよつと見當が付かないやうな
氣が致すのであります。それはそれ
としまして、此の法案と申しまするも
のを、今後の内閣と云ふものと地方自
治體との關係と云ふやうなことに付て
伺ひたい、それで私は此の敗戦後の國
家の建直としましては、地方自治、
地方分權と云ふものを強化すべきだと
云ふ意見を持つて居るのであります、
此の前改正せられました憲法に於きま
しては、地方自治の問題も採り上げら
れて居ります。政府に於ても地方自治
の強化の施策を執つて居られるのであ
りますが、今日の此の府縣単位を基礎
として地方自治を強化する、分權を強
化して行くと云ふことは、餘り根據が
ないやうに思はれるのであります、詰
り政治的、經濟的な考慮が餘り拂はれ
て居らないやうに思ふ、之を徹底して
行つて、さう云ふやうな條件を考慮し
て、さうして地方分權、地方自治と云
ふもの高めて行かなければ、却つて
地方割據の弊害に陥るのではないかと
思ふのであります、其處で私は大臣に
伺ひたいことは、政府は地方分權を強
化して居られますけれども、今後斯う
云つた點を考へまして、或は道州制と
申しますか、さう云ふやうな方面迄更
に地方自治を高めて行かれる御考へで

あるかと云ふことを先づ伺ひたいので
あります

○國務大臣(植原悦二郎君) 地方自治
の問題であります。ボツダム宣言を
受諾した以上は、徹底的に民主政治の
運営はされるやうにしなければならないと
云ふことは、敗戦後の日本の國民に課
せられた一つの大きな途だと思ひま
す、そこで民主政治を實現するには、何
と言つても市町村、府縣地方の自治か
ら固めて行かなければならぬ、御承
知の通り、戰爭中極度に中央集權にし
て、殆ど日本の地方自治制は全面的に
其の形態を變へたやうなものになりま
したけれども、新憲法の下に於ては出
來るだけ地方自治の完成を圖らなければ
ならない、それが爲に御承知の通り
府縣知事も民選にする、市町村長は勿
論のこと、府縣制に於きましても現在
の權限がすつと擴張されて、最近皆
が民選でありながら官吏のやうな形を
準備して居りますけれども、是は極く短
かい過渡期のことと御承知を願ひたい
と思ひます、只今地方の府縣に於ける
官吏と云ふ者も、早晚極く近い期限内
に於て公務員、公吏の形に變へてしま
て困るのだから、共同生活をする訓練
は必要だけれども、劃一的な今迄のや
うな教育も皆改めてしまつて、さうし
て、今教員のセネストや何があるやうな
氣配もありますけれども、實際は農
村に於ける學校の先生と云ふものは、
知事が公務員として當然それ等の任免
権限を行ふが、此の場合に、戰爭中殆
ど……戰爭中と云ふよりは滿洲事變以
來、軍閥官僚が先を見越して極度の
費用も、殆ど中央政府が支配するや
うな分與税で之を維持して居る、斯う

あるかと云ふことを先づ伺ひたいので
あります

云ふ形も出來るだけ改めてしまはなけ
ればならぬ、地方自治機關は地方自
治の財源を以て之を支辨して行く、
府縣知事は公務員とする、其の下の
總ての現在の役人も公務員になる、さ
くして警察權の問題も、心ずや刑事
警察、全國に亘る刑事警察は是は別で
すけれども、地方自治の警察權は府縣
に移す、さうして全國的の通商に關す
ることは別な法規に依つてやる、丁度
ヨンマース・ローと云ふものがあつて、
全国を支配する共通な法律がある、刑
事問題に付ては全國的に共通なもの、
教育も共通なものだけの指導は文教の
府でやりますけれども、國民教育など
は努めて地方の自治に任せる、唯程度
だけは定める、都會地の小學校の生徒
と田舎の山の中の生徒と、同じやうな
體操や學課を教へることは間違つて居
ると思ふ、農村の兒童は運動をし過ぎ
て困るのだから、共同生活をする訓練
は必要だけれども、劃一的な今迄のや
うな教育も皆改めてしまつて、さうし
て困るのだから、共同生活をする訓練
は必要だけれども、劃一的な今迄のや
うな教育も皆改めてしまつて、さうし
て此の内閣法には左様なことが何處に
も法文の上には感込まれて居りませぬ
けれども、實際は將來の政治の狙ひは
其處を狙つて行くべきだと思います

○男爵明石元長君 只今の御答辯にな
りましたことは、實は私もさうあるべき
だときだときへて御同感に思ふのでありま
す、唯私が質問申上げましたのは、其
方針は結構であるけれども、それを
具體化する問題としまして、現在の府
縣單位を區劃として行つて行くこと
してさう云ふ目的を達します爲には、
其の區劃が國內の政治條件と申します
か、或は經濟條件と申しますか、さう
は、徹底的に地方の自治と言へば其
の地方で事を處理する、そこ迄行
けるが行けないか知らないけれども、
私は今迄の町村などと云ふものは、政
治と云ふよりは、町村の本當の自治の
經濟機關として存在するやうにならな
ければ、本當の良い町村自治が出來な
いと思ふのです、そこ迄行く位の考で、
将来を見透して、さうして地方分權を
發達せしめて行く、其處に民主主義の
基礎を固めて行くと云ふことが將來の
平和國家建設をする狙ひぢやなからう
かと思ふから、極く全國一般に亘る所
の政治上の問題とか、全國一般に亘る所
の通商上の問題とか云ふことは中央
政府でするけれども、其の他のことは、
地方に適する状態に於て、其の地方の
政治、經濟、社會問題を片付けて行くと
云ふことが、本當の民主政治を行つて
行く所なりと考へて居ります、從つ
て此の内閣法には左様なことが何處に
も法文の上には感込まれて居りませぬ
けれども、實際は將來の政治の狙ひは
其處を狙つて行くべきだと思います

○男爵明石元長君 只今の御答辯にな
りましたことは、實は私もさうあるべき
だときだときへて御同感に思ふのでありま
す、唯私が質問申上げましたのは、其
方針は結構であるけれども、それを
具體化する問題としまして、現在の府
縣單位を區劃として行つて行くこと
して地方分權をやつて行かれる御積り
であるか、或は更に其の區劃をも改正

を考慮して居られるのであるかと云ふことを伺つて居るのであります、それで若し私の申します後者の場合を今考へて居ないと云ふことであれば、それで宜いのでありますと云ふことはさう云ふ風にあるべきだと思ふの御答辯のやうでありますと云ふ意

味に承知して置いて宜しいのですか、○國務大臣(植原悅二郎君) 只今此の答へたことは其の意味だと思ひますが、過渡期であります場合に於ては、現存せる所のものを一應考慮の基礎と見て物を取扱つて行かなければならぬ、唯それを取扱つて行かなければ見透しがつけて、其處に幾分か手加減をして、成るべく急角度でないやうに、若し必要ならばそれが變化出来るやうにして行くことが、政治の妙用で思ふ、もがて其の上で必要に應じて、明石男爵の仰つしやるが如くに先行きの事實をもつて先づ一應ものを取決めて行くと云ふより外に方法がないやうに考へて居る、さう云ふことよ

○男爵明石元長君 今の點は大體此の位に致しますが、そこで伺ひたいことは、先日植原國務大臣は本會議に於きました、あれは參議院法の時でありますか、政黨は必ず立派な發達をするものであると云ふ御確信とその前提の下に御考を述べられたのであります、其の點は私もさうあるべきだと思ふのであります、今後改正せられました憲法及び國の行き方全體から考へまして、政黨が如何に發達して行くかと云ふことを前提としなければ悉くやつて行けないのであります、其のことを否定するのではありませんが、私は此の中央政府の權威と云ふやうなものは現在府縣単位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか云ふ

○男爵明石元長君 どうも少し喰ひ違ひがあるやうに思ふのであります、私は現在府縣単位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか云ふのを以て其處に緩やかに手心を以てやうに考へて居る、さう云ふことよ

○男爵明石元長君 どうも少し喰ひ違ひがあるやうに思ふのであります、私は現在府縣単位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか云ふのを以て其處に緩やかに手心を以てやうに考へて居る、さう云ふことよ

○男爵明石元長君 どうも少し喰ひ違ひがあるやうに思ふのであります、私は現在府縣単位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか云ふのを以て其處に緩やかに手心を以てやうに考へて居る、さう云ふことよ

○男爵明石元長君 どうも少し喰ひ違ひがあるやうに思ふのであります、私は現在府縣単位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか云ふのを以て其處に緩やかに手心を以てやうに考へて居る、さう云ふことよ

○男爵明石元長君 どうも少し喰ひ違ひがあるやうに思ふのであります、私は現在府縣単位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか云ふのを以て其處に緩やかに手心を以てやうに考へて居る、さう云ふことよ

○男爵明石元長君 どうも少し喰ひ違ひがあるやうに思ふのであります、私は現在府縣単位の區劃を以てやつて行かれるのが宜いとか、悪いとか云ふのを以て其處に緩やかに手心を以てやうに考へて居る、さう云ふことよ

關係であります、出來れば、地方自治團體が本當に自治の下に發達して、其の上に中央政府の自治機關が乗つかるやうになれば理想だと思ひます、處がなかなかさうもならない、そこで先刻申上げた通り、出來るだけ地方の自治機關を發達せしむるやうに政府は指導する、先般御審議を願つて通過致しましたあれに依つて、府縣知事は勿論のこと、市町村制もなるだけ自治的に行く、知事の官吏と云ふことも出来る安寧秩序とか、交通とか、通信とか、又全國一般でなければならない商業とか、さう云ふやうなものは、中央から統轄するやうになりますが、出来るだけ地方だけに限つて行はれることは、地方だけに限つて、地方の自治を發達せしめて行くと云ふ方針を以て臨んで行くと云ふことよりは、今の場合致し方がないでありますまいか、まあ左様な考へ方で取扱つて居るものと御承知を願へば宜しいと思ひます

れに對してどう云ふ風に御考へになるのであらうかと云ふことを伺つてあります。が、もう少しそのをはつきり申上げてみたいと思ふのであります。此の中央政治と高度化された地方分権との間には、一つの基盤が必要であると思ふのであります。それは政黨と云ふものが其の兩者を横斷すると申しますか、其の場合は極めて圓滑に行けるのだらうと思ひます。さう云ふ一つの政黨がさう云ふ風になると云ふこと迄行かなくても、其處に一つの基盤があれば、先づ支障なく行はれるのではないか、例へばアメリカの場合はアメリカ的な民主主義と云ふものが一つの基盤を成して居る、或はソ聯に於ける……ソ聯も亦民主主義と言はれます。が、果してさうであるかどうか私は存じませぬけれども、其處にはアメリカの聯邦政治と云ふやうなものとは又違った意味の、一つの別な、民主主義と言はれるかどうか知りません。ぬけれども、一つの基盤があると思ふのであります。今後の日本に於きましてはさう云ふ點は甚だむつかしいのではないかと思ふのであります。それで是は政黨の發達と云ふものに關聯するものと致しますが、其の政黨其のものも私はアメリカに於ける程、又ソ聯に於けるやうな意味で固まるものでなくなります。甲の政黨が中央政府を組織されて、非常に立場の異なつた政黨が對立するやうな恰好になるのではないと考へるのであります。例へて申しますと、甲の政黨が中央政府をして居るのに、地方の自治では乙の政黨から多數出て居ると云ふやうな場合が起るのであります。中央の政府が自らあるのに或る縣の知事は共産黨

であると云ふ場合が假りに出たとした場合に、どう云ふ風な政策上の地方と中央との調整を執られるのであるか、さう云ふやうな中央と地方分權の高度化された地方自治團體との關聯を伺ひたいのであります。

○國務大臣(植原悅二郎君) 御意見能く分りました、地方の分權が相當に發達した時に於ては、日本の現狀に於て各府縣に於て、或縣に於ては中央政府と違つた、それに反對する所の政黨の色彩を持つて居る人が存在することが多々あるだらう、故に中央から之を統治することが困難だらうと云ふ御説のやうであります。が、何れにしても日本のやうな長く中央集權に慣らされた、官僚政治に多年の間服從して來た國民に取つては、地方分權を完成することも、良い政黨の發達することも困難だと思つて居ります、けれども、今御考へになるよりは私は樂でないか、何故かならばもう地方自治、民選の知事の方が出来ます、公吏の方が出来ます、さうして中央で統轄する事、先刻申上げた通り、一般の刑法に關するやうな事、通信の事、交通の事、國內全般の商業に關する事、さう云ふ中央で支配する事は非常に全體に亘ることで、さう地方に衝突するやうなこともながらと思ひますし、それから假令違つた所の黨派の知事であらうとも、それが永久のものではありませぬ、四年なら四年に任期が盡きるものでありますから、それは結局國民の政治上の知識の問題に俟つより致し方がないのではありますまい、若し國民が、そこ反省したり、自覺することの出來ない國民であるならば、もう地方自治も民主主義の政策も行はないと、斯う判定して

しまふより仕方がない、或縣の知事が政府の存在して居る政黨と違つたと言つたところが、其の爲に中央政府に反対して摩擦を生ずるといふことはないでせう、何故かならば、方地の自治に關することは地方で自由にやられるのです、と云つて中央と摩擦を生ずることはないでせう、丁度スイツ・アーランドのカントンは非常に發達した自治をやつて居りますけれども、矢張りスイツ・アーランドの一部として、地方は中央の政府は中央の政府で良く調和してやつて行けるのであります、アメリカの或州の知事は共和黨で、中央政府は民主黨であるが、それが爲に其の間に、地方自治と中央の政治と衝突すると云ふやうなことがさうあるやうにも思はれませぬ、で實際内務行政と云ふものが、今迄やつたことと、本當の民主政治が行はれて地方分権が行はれる場合と、非常に違ふのではありますまいか、内務省なんかも殊に依れば要らなくなるのではないかと云ふ位に逆行かなければならぬと思つて居ります、さう云ふことを御考になつて根本の問題に御觸れになつたならば、困難はありません、過渡期に於て相當の困難はありませうけれども、それが爲に地方の分権との結果として、地方の府縣知事と中央政府と衝突する云ふやうなことはどうも考へられないやうに思ひます。

と思ひます、唯私が心配致しますことは、先程申しましたやうに、日本の政治上の問題に對する見解の相違と云ふやうなものも、實はアメリカに於けるが如く、或はソ聯に於けるが如き一つの方向を示さないで、相當混亂した事態を續けるのではないか、さうすると今のやうな問題が相當起りはしないかと云ふ根本的な、少し大雑把な觀方でありますけれども、さう云ふ風に考へる所以であります、もう一つ御伺ひしたいことは、さうしますと、さう云ふ風に地方分權が強度化されて參りますと、或は又其の他の關係からも、此の内閣法にも國務大臣と云ふものが、行政の長官でもありますから、行政其もの全貌と云ふことも考へられて来ると思ふ、戰爭中官吏が從來監督行政、或は指導行政と言つた面から、何と申しますか、實施行政の面追入つて来て、非常に未經驗な官僚行政が行はれて國民が苦しんだと云ふやうなことは戰爭中の政治でありますから、今後はそれは官廳に依つて色々性質が違ふことでありますけれども、大體中央の内閣、或は中央の官廳に依つて採上られるものは大雑把な監督、或は指導行政に限るべきだ、それが民主政治の一つの在り方だと私は思ふのですが、其の點に對する御見解を伺ひたい。

して例へば平和條約でも実施になる場合に於ては、矢張り日本は可成り製造工業や貿易に力を注がなければならぬいのではござりますまい、さう云ふ場合には貿易廳を作る必要があるとか、貿易廳を立てるのか宜いとか、或は又労働問題が可なり複雑になつて来れば、厚生省から労働省を分離さすのが宜いと云ふやうな問題が色々起つて來て、今の行政官廳と可なり違つたものが出て来る、又殊に依れば今の名が運つたものになつてしまふと云ふやうなことも起り得るのではないか、さうして今の日本の國の力と行政事務との上を考へますと、大體十六人以内の國務大臣でやつて行ける何處かに粹を作らなければならない、唯何人でも宜いと云ふことは柔軟ちだから言へば、どう云う行政官廳の立て方をしても其の程度でやつて行ける、

○國務大臣(植原悅二郎君) 御質問の御趣意がはつきり致しませぬが、今迄の内閣官制は勅令で出て居る、是は法律を以て斯う云ふものを御定めになると云ふことの理由が極めて薄弱のやうに私は思ふのであります、如何でありますか

○國務大臣(植原悅二郎君) 御質問の御趣意がはつきり致しませぬが、今迄の内閣官制は勅令で出て居る、是は法律を以て斯う云ふものを御定めになると云ふことの理由が極めて薄弱のやうに私は思ふのであります、如何でありますか

○國務大臣(植原悅二郎君) 御質問の御趣意がはつきり致しませぬが、今迄の内閣官制は勅令で出て居る、是は法律を以て斯う云ふものを御定めると云ふことの理由が極めて薄弱のやうに私は思ふのであります、如何でありますか

負ふことになる、書き様が間違つて居ると思ひますが、是等も此の間植原大臣からも御話があつた通り憲法で國會に對して連帶責任を負ふと云ふことは政治論で決まつて居る、何も玆に法律の定める所により行政事務を擔當する、是こそ各省官制通則の官廳法に規定すれば宜いのであつて、此處に書く必要はない、それから「閣議による」と云ふことは、内閣と云ふものは合議制である以上は、合議制の閣議によらなければならぬことは當然の話である、殆ど各條を見ると要らないものばかりである、私は此の各條の中でどれが要るかと云ふことがはつきり分らない、法律で斯らぬことはないかと思ふ、それから尙第十一條の政令のことも大體憲法の解釋からさうなるのである、それから官房、法制局を置くと言へば宜いのだし、どうも獨立の内閣法と云ふものをどうしても出さなければならぬと云ふ理窟が分らない、それから又は昨日のことと繰返すことになるから、詳しいことは申しませぬが、内閣法を出すなら各省官廳法と一緒に出して行かなければ、何處にどの規定が重複して居るか、決らなければ審議が出来ないと云ふことはちよつと窮屈過ぎると云ふ御批評

でありましたが、施行細則ぢやない、
關聯して居る、各省と内閣との關係は、
各省が施行細則で、内閣が本則ではなく
い、内閣は、内閣と會議體の所謂各省
と言つても宜い位な官廳である、それ
に總理大臣としての、合議體ではない
は内閣法がなくとも、今度官廳法が出
来れば、其の中に一二の規定を入れ
ば宜いのである、何も是は必要ないと
思ひますが、是は一つ純粹の法律論では
ござりますから、法制局長官から詳し
く御説明をお願ひしたいのである
○政府委員(入江俊郎君) 御答へ申上
げます、今の御意見の内閣法と云ふ點
のを、特に作らずに、内閣に關する法規
及行政各部の法規、それを一つに纏め
て作つたが宜いぢやないかと云ふ點で
ござりますが、是は法律の形式の問題
で、左様にすることが絶對不可能とは
勿論存じませぬ、併しながら私共の考
としては、内閣は成る程行政權の中権
でありまして、各省の組織と行政權を
分擔すると云ふやうな點からして、行
政權に關聯しての或限度に付ては共通
點を持つて居りますが、一體憲法の上
で、立法、司法、行政と分けまして、
行政に付ては内閣が其の最高責任者で
ある、司法に付ては裁判所立法權は國
會と云ふ風になつて居る建前から行き
まして、行政權を申しましても、内閣
が持つて居る此の行政權の實行を東
の組織と云ふものは憲法的に極めて重
要なものであると考へて居ります、各
省に於ける行政事務の關係は、寧ろ内
閣が持つて居る此の行政權の實行を東

行政権が内閣に屬して居り、更に憲法七十二條で、總理大臣が内閣を代表して行政各部を指揮監督すると定めて居り、且又憲法に於きまして、國務大臣が一方に於て行政大臣たる方面を持つと云ふ趣旨で規定もあります、そこで各省は寧ろ内閣の下に於きまして色々な行政を分擔すると云ふ形であつて、自ら内閣の地位と各省の地位とは、重要性から申しましても、そこに段階があるやうに考へて居ります、そこで法律の形式であるとしても、内閣法と云ふものは裁判所法若しくは國會法と並んで特別の法律であることが望ましいと考へます、それからもう一つは、今度の議會に内閣法を出して、行政官廳法が出生なかつたと云ふ點は、昨日國務大臣からの御答辯があつたやうに、行政官廳法に於ては未だ十分に整理してないと云ふことから、一緒に出さなかつたのでありますけれども、是は矢張り内閣法が基礎でありまして、内閣法の内容を茲ではつきり決めて戴くと云ふことになりますと、更に之に對應して行政官廳法と云ふものの立案もし易くなると云ふ風にも考へられるのであります、旁々私共の考としては、憲法の趣旨から言つて、國會法、裁判所法と並んで内閣法を作るのが適當であるとの、更に内閣法と行政官廳法を併せて一つの法律にすると云ふことは、此の際としては勿論間に合はない、と云ふ點がありまして、斯う云ふ形にしたのであります、更に今御話の、内閣法の中の條文に於て、なくとも宜いと云ふ話がありました、是は法律は分り切つたことは書かないと云ふ原則に立つならば、内閣法の中に書かないでも宜い部分があります、併し私共はそれ

を見れば分る、大體が分る、總てが分る」と云ふやうに持つて行きたいと考へます、内閣法が行政の中権であると云ふ憲法の趣旨を茲で具體化したのでありますから、憲法に譲つたことであつても、矢張り重要な點はそれを更に細かく分り易くして、内閣法の中で繰返すと云ふことは、將來に於て新しい立法の形式としても望ましいと考へて居ります、どの程度あの中に憲法の規定を繰り返すかと云ふことは程度問題であります、私共の考へ致しましては、第一條であるとか、或は又連帶責任であるとか云ふ部分は、是は内閣法に内閣の性格を表はす重要なものであると思ひまして、是はなくとも憲法が動くものでありますけれども、内閣法と云ふ一つの法典を作る以上は、繰返しまして分り易くした、斯う云ふ趣旨でござります、大體さう云ふ風な心持ちであります

へば、どうも大變方針が變つたやうに思ふ。歴代の法制局も私の今言つたやうな方法で來て居つたと思ふのですが、急に何も彼も洗ひ済ひ出して行く、分り切つたことでも何でも一應書くのだと云ふことは、今後法律が非常に繁雑になるばかりで、ゾオリニームが想えるばかりで、何等の益がないと思ふのですから、そんな點に付てどう云ふ御考へでせうか。

○澤田牛齋君 御趣旨は分りました、
さうすると繰返さない條項と云ふのは、此の中に幾つありますか、大抵私は繰返しだやないかと思ふが、之を二つ、詳しい説明は要りませぬが、どれとどれが繰返さない條項であるか。
○政府委員(入江俊郎君) 是は憲法の規定は、是は特に特にさう云ふ文字は繰返してありませぬけれども、其の内容を更に具體化して、第一條に於き内閣に屬する。」と云ふ憲法六十五條の規定は、内閣の職權を内閣法で書いたので、内閣の職權は内閣法で譯はなかつたのです、それから例へば總理大臣の任命であるとか、或は國務大臣の任命であるとか云ふ組織、先づ内閣組織を作る方の部分は内閣法で譯はなかつたのです、即ち憲法で内閣と云ふもののが出來た、其の内閣に付ての細かい規定が出来た、それから内閣が總辭職する場合のことであるとか云ふ風なことを、是は特に内閣法では書いてあります、内閣が出來て辭める迄の間に於ける内閣の活動に付ての基本的な事項又法律を見て初めて分ると云ふ風なので、どうも法の統一を圖る上に於て不適當ではないか、従つて諄いやうであるが、重要なことを繰返すと云ふことを強ひて避ける必要はないのぢやないか、大體さう云ふ風に私共は考へて、憲法の附屬法令、其の他の法令に付ては考へたいと思ひます、要するに程度問題ですから、餘り諄くならない程度で、深切にやつて行くと云ふ考であります。

で、其の中の主要なものを更に分り易く具體化して之に書いた部分が若干ありますと云ふ譯でありますから、どの條文がなくて、どの條文があると云ふことは、ちよつと餘り明確には言ひにくいのでありますけれども、今言つたやうな趣旨で此の内閣法が出来て居ります、尙内閣法の第五條、是は憲法第七十二條と殆ど同じやうな表現を書いてあります、是は憲法の第七十二條と此の内閣法の五條と云ふものは同じやうなことがありますから、此の點は殆ど憲法の法文と同じやうな事項を茲に現はして居りますが、是は矢張り内閣法第七十二条の後段、即ち行政各部を指揮監督すると云ふ點を茲に現はして居ります、即ち内閣法第五條、六條は、憲法七十二條を二つに分けて書いたのでありますから、此の點は大體憲法の條文と同様して居ります、其の他の細かい規定は、結局憲法で書きました事項を更に分り易く書いてある、即ち内閣が職權を行ふのは閣議に依るのだと云ふやうな風になつて居ります、其の者だとすると矢張りはつきりしないと云ふ點で、それを具體化し、是は矢張り法律家だから分るのでも、一般の者だとすると矢張りはつきりしまして、大體さう云ふ風な考へ方で憲法

○澤田牛齋君 もう私の質問はやめますが、只今の御説明は私共の考へと喰ひ合はないのですけれども、是以上は幾ら言つても同じですから止めます、總體に對する質問は私は終ります。○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に全般的の御質問がなければ、逐條審議に入ります、第一條以下を一括して議題に供します。

○佐々木惣一君 私は此の第一條から出發して、ちよつと伺ひたいと思ひますが、丁度今のは澤田委員と法制局長官の御話に關係して居るやうなことですけれども、少し違ふと思ひますが、私は私自身の質問に入る前に、ちよつと意見を申上げます、矢張り同じことが書いてあっても、それは私は差支ないと思ひますが、それは今のは法制局長官の仰しやつたやうに、同じことを唯分り易くする爲に書くと云ふだけの意味ではなしに、同じことでも、憲法に於て書いてある意味と、それからして内閣法詰り内閣其のものに關する法に於て書いたものとは、少し意味が違ふと思ふ、内閣に關することでも、憲法に規定する時は、國家組織全般に於ける地位を示す、言ひ換へれば、他の機關との關聯に於て、比較的に、對照的に見定する時は、國家組織全般に於ける地位を示す、言ひ換へれば、他の機關と云ふことを示す爲でありますから、同じことがあつても、其の取扱ふ法的意味が大分違ふ、斯う云ふ風に豫て考へて居ります、それで私は、第一條に同じやうなことが書いてあつても、此の點は差支ないやうに思ふのです、唯

分り易くすると云ふ意味だけではなしに、此處は内閣そのものを引き離して書いてある、憲法に於きましては、他のものとの關聯に於きまして、國家組織全般に於ける其の地位を示すものとして書いてあると云ふ風に考へます、それはそれでいゝと思ひますが、此處に「日本國憲法第七十三條その他日本國憲法に定める」と云ふ規定がありまして、それが、是はどうでせうか、大臣なり法制局長官なりに御伺ひするのですが、第七十三條は日本國憲法と云ふものに現に定めてあることである、第七十三條と斯う書いてあるのですが、「日本國憲法に定める」と云ふのは、現に存すると申しても五箇條しかありませんけれども、日本國憲法と云ふものに現に定まつて居ると云ふことだけを言ふのぢやない、將來内閣の職權と云ふものは、憲法と云ふもので定めたものでなくちやいかぬ、憲法以外の法、例へば政令の如きもので此の職權を定めていますねいと云ふ意味が之に含まれて居ると解釋は出來ませぬですか、如何なものでせうか、實際さう取れますね

「へると云ふことは、恐らく出来ないだらうと思ひます、従つて若し必要が起れば、更に別の法律で内閣の権限を附加する、或は又法律の委任を受けた所の限度に於て、政令で内閣の権限を附加すると云ふことであらうかと云ふ風に考へて居ります。

○佐々木惣一君 法律で定めるのですけれども、法律に定めても、憲法自身が認める範圍に於ける法律でせう、それがでないといかぬでせう。

○政府委員(入江俊郎君) 其の通りでございます。

○佐々木惣一君 尚他の方があつたら、後で宜しうございます。

○澤田牛齋君 各條毎にやつて行つて戴きたいと思ひます。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 澤田委員長

○澤田牛齋君 是はもろほんの文章の問題ですけれども、先程申上げたのは私の趣旨であります、憲法に定めない職權を行ふと云ふのなら第一條が必要だけれども、私は此の一條、「憲法に定める職權を行ふ」と云ふのは必要はないと思ひます、それはそれとして、「憲法に定める」と云ふのは將來のことですから、文章の問題になるけれども、憲法に定めたる職權と云ふならば、憲法で決まつて居るだけのことをやると云ふのが、さうではなく、第一條は、將來憲法の改正があつて、憲法に新しいことが入つて來ると云ふことを豫想して定めると云ふ、未來の言葉のやうな意味で使つたのですか、どうち加すれば、矢張り此處に「定める」と云ふの意味ですか。

○政府委員(入江俊郎君) 兩方であります、現在憲法の中に定めてあること、及び將來憲法に改正でもあつて附

Digitized by srujanika@gmail.com

ものであると、斯う解釋する場合に於ては、内閣が國務大臣に依つて編成されて居る、其の國務大臣は皆一つに固まつて、さうして行政の事務を取扱ふ、従つてさう云ふ意味に於て國會に對して連帶して責任を負ふ、さう云ふものに考へまして、内閣と云ふものが一つの議會體として行政事務を主管する所だと見ます場合に於ては、斯様な言葉を使ひをしても宜しいのではないか

○澤田牛齋君 憲法では、今仰しやつたやうな意味で私共は實は餘り詳しく穿鑿もしなかつたのであります。憲法は極く大體の政治的の考慮も入つて居る文句だと思つて餘り深く考へなかつたのであります。法律となつて出て来る、憲法と同じ文字を使ってあるから悪いことはないと言へばそれ迄であります。が、もう少し精密になければいかぬと思ふ、そこも亦意見の相違ですから、私は此の程度で止めて置きます。

○委員長(公爵岩倉具樂君) 第二條に付て御質疑がなければ第三條に移ります

○澤田牛齋君 第三條も、本會議で私は申しましたが、どうも主務大臣とか、主任大臣とか云ふことは、事柄があつて、例へば警察とか、防疫とか云ふことがあつて、主任大臣とか主任大臣とか云ふことが出て來るので、何ものはないのに主任大臣と云ふと、何處から出來るのであるか、是は解釋の仕方は「法律の定めるところにより」とあるから、そこで何があるのがあるのだとも云ふ意味かも知れませぬが、法律とし

ては甚だおかしなものぢやないかと思ひますか
○政府委員(入江俊郎君) 其の點は今
も御話がありましても、法律の定
める所に依りますて、それで具體化す
ると云ふことを前提として出来て居る
のであります、尙内閣が行政権を行ふ
と云ふことは、一條で明かなことで
ありますて、それを實際に行ふ場合に
は、國務大臣が出て行政大臣となる
と云ふ建前を執つて居りますからし
て、一條と三條とを對比致しまして
も、矢張りそこに自ら具體的の行政事
務と云ふものは限定されて居ると云ふや
うに考へて居ります
○澤田牛齋君 是も意見になりますか
ら、餘り突っ込みませぬ
○伯爵宗武志君 是は言葉の使ひやう
ですから、餘計のこととのやうですが、
初めに各大臣は行政事務を分擔管理す
るとして置いて、次にそれが、「分
擔管理しない大臣の有することを妨げ
るものではない」と書かず、初めから
行政事務は主任の大臣を定めて之を行
ふと云ふやうに書けなしものでせうか
○國務大臣(植原悅一郎君) 御答へ致
しますが、さう書けないと云ふことも
ありますまいけれども、從來の法文の
體裁とすれば、斯う云ふ書き方でやつ
て來た、是で今仰しやるが如き意味は
とではなく、まだ／＼新しい法律の書
御分りだらうと思ひます

き方と云ふものが、非常にぎこちなく、ついでって、口語に直して、新しい法律の書き方に対すると云ふ傾向があるやうに思ふのですが、斯う云ふことに付て、それは餘計のやうですが、將來法律の書き方に付て餘程御研究にならなければいけないのぢやないかと思ふやうな感じが致しますので、法制局の方でさう云ふことに付て特別に御研究になつて居るやうなことがございませぬでせうか

○政府委員(入江俊郎君) 今の御話御尤でありますて、私共も實は出来るだけ努力致して居ります、最近も官用語に付ての色々研究を致しまして、是はまあ法令ばかりでありますから、文部省を中心に付て官用語に付ての簡易化、若しくは平易化に付て色々の研究もして居りまして、法制局は是と一緒になつて、法令を出来るだけ本當の純粹な日本文として、而も分り易くしようと云ふことに下努力致して居ります

○伯爵宗武志君 只今の御趣旨は大變満足でございますが、それには用語の専門家のやうな者を大勢網羅して居るのでございませうか

○政府委員(入江俊郎君) 之に付きましては文部省の國語の方の専門家を現在既に二名程内閣の嘱託に致しまして、色々と絶えず相談をしてやつて居ります

○伯爵宗武志君 了承致しました

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問がなければ第四條に移ります

○佐々木惣一君 言葉だけのことですが、ちょっと伺ひたいたいのです、が、「内閣がその職權を行うのは、閣

議による」としたら如何でせうか
○國務大臣(植原悦二郎君)、是も先割
宗伯官の御召間のありましたやうに、
今迄の法文と書述べるやうに、文語體のもののが、國語體になり、又本當に法律體上から言へば不備があると思ひます
が、今さう云ふものを折角何とかして居らぬから、まあ色々言葉の出來て居らぬから、一定の良い日本語に、洗練された日本語で官廳語が出来るやうにしたいと思つて心配致して居る、其の過渡期のものだと一つ御了承願ひたいと思ひます
○佐々木惣一君 能く分りました、是はさう云ふ文章もありますが、私共の考へが古いのかも知れませんが、兎に角法文と云ふものは總て軌範にならなければならぬので、説明的の文句を使ふべきではないと思ひます、是は幾らか説明的の文句に取れるものですか
ら、それで伺つたのです、それから第一條に關聯して、職權と云ふ文字ですが、是は法文よりも、學問的の使ひ方で、私自身も屢々混亂に陥りますが、職權と言ふと、所謂職權調査するとか云ふ意味に於て、自發的に權能を以てやると云ふやうな職權もありますし、それから例へば命令とか、處分を爲すとか云ふ、さう云ふ職權もあります、實質的行政事務とか、警察の事務とか、さう云ふ事務をやるには、どうも職權と云ふのは恐らくさう云ふ意味で御使ひになつたと思ひますが……

す、四條はそれで宜しうござります
○澤田牛齋君 第二項の説明を願ひます
す、「閣議は 内閣總理大臣がこれを
主宰する。」是は矢張り斯う云ふ規定
がなければいけないのでありますから、
○政府委員(入江俊郎君) 是がなければ
ば、結局首長たる總理大臣と云ふ風な
こともありますから、解釋を出るかも
知れませんけれども、併し閣議と云ふ事
ものは重要なものでありますし、從
つて其の内容を具體化して、此處に書
いたのでありますて、閣議を招集した
り、議長になつたり、閣議に議案を出
したりすると云ふことは總理大臣がや
ると云ふ趣旨を此處に明かにしたので
あります

○澤田牛齋君 それは三ツ子でも當然
分り切つたことであります、是も議論
になりますから其の點は止めます、
それから第三項の「案件の如何を問わ
ず、内閣總理大臣に提出して、閣議を
求める事ができる。」と云ふことは、
は、是は言はなくても當然のことであ
つて、斯う云ふことを書くのは却つ
て變なものだと思ひますが、どんな意味
でありますか、

○國務大臣(植原悦二郎君) 是は若し
澤田委員のやうに申しましたならば、閣
議を求める事云ふことは、一體どう云
ふことを求めるかと云ふ其の文章の上
からも考へなければならぬ各大臣は、
其の省の主管であるとないと拘ら
ず、如何なる案件でも國政の一部であ
る場合に於ては、總理大臣に提出して、
閣議の議を経ることが出来ると云ふ事
以上は、其の國民の利害休戚に關する事
が宜いのぢやありますまいが、どんな事
ことが總て其の中に網羅して居るのだ

から、左様なことを書かなくても宜いぢやないかと云ふことを仰しやれば、それも一つの御意見であります。が、主任大臣が在り、無任所大臣が在る、さう居ふ場合に於て、其の主任大臣の管轄以外のことでありましても、氣付いたこと、或は必要だと考へることを内閣に提出して、其の閣議の了解を求める云ふ上に於ては、「案件の如何を問わざ」と云ふことがあります。

○澤田牛齋君 是も意見の相違でありますから、私は此の程度で止めて置きます。

○佐々木惣一君 ちよつと第四條で御伺ひ致したい、それは閣議の決定です。

○澤田牛齋君 是も矢張り合議制として、皆んな連帶責任と云ふ點から言へば、先づ國家の重要な事項、行政上の重要な事項は閣議の決

定を俟つべきものだ、それだからして「閣議にかけて決定した方針に基いて」と云ふ此の文句がちよつと

いけないのですが、「閣議にかけて決定した方針に基いて」と、何だか斯う非常に細かい道行きを書いて居るやうですが……。

○國務大臣(植原悅二郎君) 是も矢張り合議制として、皆んな連帶責任と云ふ風に規定して置く必要はちよつとも

ない、えらく窮屈な規定を置いたもの

が出来て居ると思ひます。

○澤田牛齋君 私は此の閣議にかける連帶責任と云ふ建前で、斯う云ふ規定を受けることもあります、是は實際

に於ては淺井君も述べられました、又幾つかの御意見を参考して、斯う云ふ規定を実行上の問題で、法律で斯う云

ふ風に規定して置く必要はちよつとも

ない、えらく窮屈な規定を置いたもの

が出来て居ると思ひます。

○國務大臣(植原悅二郎君) 御説の通りであります。

○佐々木惣一君 ちよつと第四條で御連帶責任と云ふ規定の趣旨に鑑みま

ります。

○政府委員(入江俊郎君) 此の點は連帶責任と云ふ規定の趣旨に鑑みま

ります。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御質問がなければ、第七條に移ります。

○澤田牛齋君 是は権限等議に付ての規定を俟つべきものだ、それだからして

意味だと御了解下さつて宜からうと思ひます。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御質問がなければ、第八條に移ります。

○佐々木惣一君 「内閣總理大臣は、行政各部の處分又は命令を中止せしめ」

間なければ、第八條に移ります。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問がなければ、第八條に移ります。

○佐々木惣一君 「内閣總理大臣は、行政各部の處分又は命令を中止せしめ」

間なければ、第八條に移ります。

○澤田牛齋君 是は権限等議に付ての規定を俟つべきものだ、それだからして

意味だと御了解下さつて宜からうと思ひます。

○佐々木惣一君 他に御質問がなければ、第八條に移ります。

○國務大臣(植原悅二郎君) 御説の通りであります。

○政府委員(入江俊郎君) 之を作りました心持は、矢張り總理大臣が行政各

部を監督する點もありますけれども、併しそれに付きまして、矢張り内閣

を代表して其の意味に於て、行政各部を監督することになる譯なんですが、總理大

臣が自分だけの考で、行政各部特に各

省大臣のやつた處分命令等をどん／＼

處理すると云ふことはどうも適當でない、さう云ふ所からして是だけの处置

を執りまして、事柄を重要視する態勢

を執つた譯であります、併し實際の運用としては、今國務大臣の御考に依りま

して相當のことは出来るのですけれども

云ふ地位には影響ないのでですね、是で

皆の意見の一一致を見る爲ならば、閣議

にかけてやつて行くと云ふことが宜い

のぢやありますまい、時に依つては

總理大臣が裁決してそれで皆事後承諾

を受けることもあります、是は實際

連帶責任と云ふ建前で、斯う云ふ規定

が出来て居ると思ひます。

○國務大臣(植原悅二郎君) 御説の通りであります。

○澤田牛齋君 内閣官制は明治十八年に出来たかと思ふのですが、年號は間違つて居るかも知れませんが、是がそれを免するものであるのだから、内閣の處置を待つことが出来ると云ふ何だか他

所事のやうなことは、甚だ不當な規定ではないか、此の條は全く要らないの

ぢやないか、此の條のあるのは舊規定

を又玆に御入れになると云ふ御趣旨が

何處にあるか、發動しなくても宜いと

定である、それを受継いだのが今度の

第八條である、既に死文に化したもの

です。

○澤井清君 内閣官制は明治十八年に出来たかと思ふのですが、年號は間違つて居るかも知れませんが、是がそれを免するものであるのだから、内閣の處置を待つことが出来ると云ふ何だか他所事のやうなことは、甚だ不當な規定ではないか、此の條は全く要らないのぢやないか、此の條のあるのは舊規定を又玆に御入れになると云ふ御趣旨が何處にあるか、發動しなくても宜いと定である、それを受継いだのが今度の第八條である、既に死文に化したもの

です。

○國務大臣(植原悅二郎君) 少し第三

條と此の第八條の意味が違ふと思ひます、「勅裁ヲ待ツコトヲ得」と云ふこと

と云ふこととは……、是も能く議會中

心の政治、政黨中心の政治になつたこ

とを御考へ下されば、總理大臣が一番

擦生じないやうにして行く、それを

うまく統轄して行くと云うことが總理

大臣の一番の大きな任務ぢやなからう

かと思ひます、さらして本當に政黨政

は政黨の可なり有力者、而も皆其の領

ぢやないかと仰しやれば、それも一つの御意見であります。が、主任大臣が在り、無任所大臣が在る、さう居ふ場合に於て、其の主任大臣の管轄以外のことがありましても、氣付いたこと、或は必要だと考へることを内閣に提出して、其の閣議の了解を求める云ふ上に於ては、「案件の如何を問わ

と云ふことがあつた方が宜いのぢやありますまいか、やありますまいか

○澤田牛齋君 是も意見の相違でありますから、私は此の程度で止めて置きます。

○佐々木惣一君 ちよつと第四條で御伺ひ致したい、それは閣議の決定です。

○澤田牛齋君 是も矢張り合議制として、皆んな連帶責任と云ふ點から言へば、先づ國家の重要な事項、行政上の重要な事項は閣議の決

定を俟つべきものだ、それだからして

意味だと御了解下さつて宜からうと思ひます。

○國務大臣(植原悅二郎君) 是も矢張り合議制として、皆んな連帶責任と云ふ風に規定して置く必要はちよつとも

ない、えらく窮屈な規定を置いたもの

が出来て居ると思ひます。

○澤田牛齋君 私は此の閣議にかける連帶責任と云ふ建前で、斯う云ふ規定を受けることもあります、是は實際

に於ては淺井君も述べられました、又幾つかの御意見を参考して、斯う云ふ規定を実行上の問題で、法律で斯う云

ふ風に規定して置く必要はちよつとも

ない、えらく窮屈な規定を置いたもの

が出来て居ると思ひます。

○國務大臣(植原悅二郎君) 是も矢張り合議制として、皆んな連帶責任と云ふ風に規定して置く必要はちよつとも

ない、えらく窮屈な規定を置いたもの

が出来て居ると思ひます。

○佐々木惣一君 ちよつと第四條で御連帶責任と云ふ規定の趣旨に鑑みま

ります。

○政府委員(入江俊郎君) 此の點は連帶責任と云ふ規定の趣旨に鑑みま

ります。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御質問がなければ、第七條に移ります。

○澤田牛齋君 是は権限等議に付ての規定を俟つべきものだ、それだからして

意味だと御了解下さつて宜からうと思ひます。

○佐々木惣一君 他に御質問がなければ、第八條に移ります。

○澤田牛齋君 是は権限等議に付ての規定を俟つべきものだ、それだからして

意味だと御了解下さつて宜からうと思ひます。

○佐々木惣一君 他に御質問がなければ、第八條に移ります。

○國務大臣(植原悅二郎君) 御説の通りであります。

○政府委員(入江俊郎君) 之を作りました心持は、矢張り總理大臣が行政各

部を監督する點もありますけれども、併しそれに付きまして、矢張り内閣

を代表して其の意味に於て、行政各部を監督することになる譯なんですが、總理大

臣が自分だけの考で、行政各部特に各

省大臣のやつた處分命令等をどん／＼

處理すると云ふことはどうも適當でない

のぢやないか、此の條のあるのは舊規定

を又玆に御入れになると云ふ御趣旨が

何處にあるか、發動しなくても宜いと

定である、それを受継いだのが今度の

第八條である、既に死文に化したもの

です。

○澤井清君 内閣官制は明治十八年に出来たかと思ふのですが、年號は間違つて居るかも知れませんが、是がそれを

免するものであるのだから、内閣の處置を待つことが出来ると云ふ何だか他

所事のやうなことは、甚だ不當な規定ではないか、此の條は全く要らないの

ぢやないか、此の條のあるのは舊規定

を又玆に御入れになると云ふ御趣旨が

何處にあるか、發動しなくても宜いと

定である、それを受継いだのが今度の

第八條である、既に死文に化したもの

です。

○國務大臣(植原悅二郎君) 少し第三

條と此の第八條の意味が違ふと思ひます、「勅裁ヲ待ツコトヲ得」と云ふこと

と云ふこととは……、是も能く議會中

心の政治、政黨中心の政治になつたこ

とを御考へ下されば、總理大臣が一番

擦生じないやうにして行く、それを

うまく統轄して行くと云うことが總理

大臣の一番の大きな任務ぢやなからう

かと思ひます、さらして本當に政黨政

は政黨の可なり有力者、而も皆其の領

○國務大臣植原悅二郎君　從來の内閣は左様なことはありませう、是は主として官僚式でありますから、新しい憲法の下に於て出来まする總理大臣は、出来る限り各省大臣に内閣の決定した事項以外のことは自由の手を揮はせた方が、善い政治が行はれるんだやうけれども、命令をして直ぐそれを處理することも出来ませうけれども、穩かな方法は、一應閣議の決定を待つて、其の處理に依つて決定すると云ふことが政黨などの黨議を多く取扱つた上から言へば良い途ぢやありますまいか。○淺井清君 私はちよつと國務大臣と意見を異にして居るのでござりますが、此の「中止せしめ」と云ふことは、既に穩かな方法でないと思ふ、政黨内閣が若し發達しますれば、此の「中止せしめ」と云ふ職權を發動しない前に、總理大臣の實力なり或は政黨間の問題として、是は解決されて居るのでは、既に此の職權を發動して中止せしむると云ふことは既に内閣が不統一になつて居る、或はもう内閣は既に崩壊してしまつて居るのぢやないか、斯う云ふ風に考へるのです、ちよつと今國務大臣の御考と違つて居るのですが、兎に角は内閣官制制定以來斯う云ふやり方は一遍も發動して居らないのぢやございませんか

ありますまい、左様な工合に於て幾分其の處分が誤つたと云ふ時に、先づそれを一時止めさせて、さうして閣議の決定を経る、必ずしも左様なことは内閣の不統一だとは考へませぬ、それを内閣の不統一と御考になると云ふことは、少し政黨の内部なり政黨政治家の本當の心情を御理解にならない結果ではありますまい、私は斯様な取扱をすることが、本當に内閣の統一を圖つて行く所所以だと考へて居ります。

○淺井清君 私は全然考が違ひます、強力なる政黨内閣に依つては、斯かる規定は絶對發動の餘地はないと思ひます、それは即ち總理大臣の實力なり、閣僚間の融和なりに依つて中止せしめ、斯かる條文の發動は全く意味がないのであって、過去十數年間のやうな、各方面の勢力を集めた、所謂バランス、オブ・パワーの上に乗かつて居る總理大臣ならば、或は斯ら云ふ突つかい棒をしなければならぬこともあります、各方面的勢力を集めた、所謂バランス、オブ・パワーの上に乗かつて居る總理大臣ならば、或は斯ら云ふ突つかい棒をしなければならぬこともあります、以前に總て問題は解決すべきものであつて、總理大臣が斯かる規定を廢動するに至ることは、是は總理大臣の貫禄が足らない、苟くも政黨の首領であるべき方が、斯かる規定を以て閣僚に臨むに至りましたならば、是は我が國の政黨政治と云ふものは、駄目だと思ふのであります、ちよつと國務大臣と御意見が違ふかも知れませぬが……

○國務大臣(植原悅二郎君) それは意見の違ひで、談論しても致し方ないと云ふことでありますけれども、實際は本當に政黨の各人の意見を尊重して、それを統轄して行くと云ふことが、政

黨政治家の一番宜しいことと思ひます、さうして實際に當つて、行政の細部に亘つて、それを一々閣議の決定を俟つて行くことは事實出來ない、可なり大臣にフリ、ハンドを與へると云ふことが宜いことで、萬一の場合にそれを一時中止せしめて、そして、閣議の決定を圖ると云ふことが、本當に圓滑に行く方法であります、實際の問題に付て御考になれば、淺井君と違つた事實が出て來ると思ひます、それは意見の違ひですけれども、本當の行政事務はそんなに簡単に、總てを閣議決定で其の通りやつて行き得るものでなく、其の時に起つた事は其の時に處置して行く、其の處置して行くことが他の省と摩擦を起すやうな場合はそれを中止せしめ、さうして閣議の決定を俟つて行く、斯う云ふことで、行政事務の複雑なことを能く御考になつたならば、能ぐ私の言ふことが御諒解下されると思ひます

に於て「主任の國務大臣に事故あるとき」と云ふ風に、區別して居るのは、どう云ふことかと云ふことの御質問のやうであります。茲に國務大臣と云ふ字を特に用ひた所以は、一つの主管として居る所の國務大臣に事故ある時と、なつたらうと思ひます、片一方の方は主任の或る特定の國務大臣に事故ある時、斯う云ふ意味であるし、片一方の方は主任の全般に亘る大臣、勿論大臣と云ふのは國務大臣の意味ですけれども、總體的のこと、片一方は特定の具體のことですから、斯う云ふ差別の使ひ方が出來たと思ひます。

○鎌木忠正君 私の質問は是で宜しうござります

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問なれば第十一條

○澤田牛齋君 是は矢張り十一條の斯う云ふ規定がなければいけませぬか、憲法の解釋から當然……

○國務大臣(植原悅一郎君) どうも同じ根本の觀念としては、いつも同じことのやうでありますが、斯様にして繰返しであるかも知れないが、明瞭にして置いた方が、他を引出して法律を取扱ふ上に於て便宜ぢやありますまいか、便宜主義だと御了解を下されば宜しうござります

○委員長(公爵岩倉具榮君) 外に御質問なれば十二條

○澤田牛齋君 十二條に「内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、」とありますて、さうして五項に於くの「組織は、別に法律の定めるところによる。」と、こんなに法律を幾つ

も出さなければ、法制局が出来ないでせうか、そこで私が豫ね／＼言つて居る通り、第十二條などなくても、行政官廳に關する一般の法規が出來れば、其の中に、内閣に官房、法制局を置くと云ふ一項があれば、組織が出來ると思ふ、之を此の法律で置くと云ふことを書いて、又其の組織と云ふものは又別の法律で定める、どうも餘り複雑のやうに思ふのですが、如何ですか

○國務大臣(植原悅二郎君) 是は先刻來の御話で、行政官廳法のことを意味するので、其の法に依つて内閣官房や法制局の組織がはつきりすると云ふことではと御了解願ひたいのです、別に内閣官房や法制局の爲に、其の組織を規定する爲に法律を設けると云ふことはなくして、行政官廳法を作ると共に、是等の規定も組織も自ら定まる譯です

○佐々木惣一君 此の十二條の最後の所ですが、無論此の内閣官房及び法制局以外に、色々な機關が必要であると云ふことは申す迄もない、それをちよつと御尋ねして見ようと思ひます、私は外部に居つた時から感じたのですが、親しく實際機關に接觸して來た感じで、國務大臣と云ふものは……内閣と言つても宜いが餘りに本當の意味の國務を考へると云ふことが出來ない程忙しい、私はもう少し落著いて考へるといふやうな組織があつたら宜からうと思ふ、具體的の現實の事務を處理すると言ふ、だけなしに、落著いて考へるならば、今日どう云ふことが重大な問題であるか、從つて其の解決方法とでなしに、具體的事實に即してであるけれども、事務的に處理するのでなく、

落著いて考へると云ふやうな一つのものなり組織を大臣に持つて戴くやうにする爲に、さう云ふことに役立つやうな機關を假に置いてハ斯う云ふ問題が今直大だ、大體の方針は斯う云ふ風にやるべきだと云ふことを始終考へて、それを國務大臣に、或は内閣に言ふやうな、さう云ふものが一つあつたらどうかと云ふ感じを痛切に持つのです、名は別ですが、さういふやうなことを此處で考へられて居ないと思ひますが、さう云ふことがあつたら如何かと思ふのですが、如何でせうか、何も責任ある御答辯を望みませんよ。

情も海外の情勢も、又國家の行くべき道も考へて、そこで相當のものを立案することにならなければ良いためが行はれないと思ひます。此處にありますことは、今の中閣を引き継ぐ爲に斯う云ふものが出来て、是等に於ては實際國會が中心になる場合には根本的に改まつた形が出ることと思ひます。

○佐々木惣一君 分りました。

○野村嘉六君 まだ質問が續くやうですなら、十二時半ですから休憩にしたらどうですか、もう少しならやつても宜いと思ひますが……

○委員長(公爵岩倉公榮君) もう少しのやうでござりますけれども……

○伯爵宗武志君 大臣に伺ひます、第十二條でありますから、「内閣に、内閣官房及び法制局を置く。」と云ふことの「内閣に」と云ふ意味はどうですか、内閣と云ふものと官房なり法制局の關係……

○國務大臣(植原悦二郎君) 内閣の組織の中にと云ふことでございます。

○伯爵宗武志君 組織の中に入つて居りますか、内閣は總理大臣と國務大臣で以て組織するゝ云ふことになつて居るのでですが、其の内閣と此の場合の内閣は意味が違ひますか

○國務大臣(植原悦二郎君) 妊に内閣と云ふ場合には内閣總理大臣の直屬にと云ふ考へ方と思ひます。

○伯爵宗武志君 矢張り第十二條の中に「庶務を掌る。」其の次に又「法制一般に關することを掌る。」斯う云ふことになつて居りますが、其の後に「内閣の事務を助ける。」と云ふ風に又書いてあります、其の「掌る」と「助ける」の意味の區別が能く分りませんが、御説明願ひます

○政府委員(入江俊郎君) 「掌る」と申しました時は、其の部局其のものの機関を書いた譯なのでありますけれども、「助ける」と書きました場合は、結局新しい何か機関を置きましたして、其の機関は結局内閣の事務を助ける爲に置くものであると云ふ趣旨を現はしたものであつて、然らば其の機関はどう云ふことを掌るかと云ふことは、それは別に法律で定める所であります、法律で所掌事項は書く積りで居ります。

○伯爵宗武志君 新しい機関で以て、前二項の外、内閣官房及び法制局はと書いてありますから、矢張りそれより助けるのですか、助けると云ふことは掌ると云ふ意味と同じで、唯やることが決つて居ないけれども、掌るのだよと云ふ風に解釋して宜しいのでありますか。

○政府委員(入江俊郎君) それは掌ること申しますと、具體的に内容は決つて居るだらうと思ふのです、例へば内閣官房は閣議事項の整理其の他の庶務と云ふことが所掌事項の内容であるとして範圍が決つて居ります、それから内閣官房が政令の定める所に依つて内閣の事務を助けると、斯うなりますと、其の場合には内閣官房は内閣の事務を助けるのであつて、而も其の内容の所掌事項は政令に依つて決めると云ふ事になると思ひます。

○伯爵宗武志君 さうしますと、助かると云ふ意味は携はると云ふ意味に解釋して宜しうございますか

○政府委員(入江俊郎君) そこは助かると云ふのは、内閣と云ふものの事務を補助すると云ふ意味に於て働くのだからと云ふことを言つて居るのであつて、其の補助する場合にどう云う具體的

務を所掌するかと云ふことが、掌る云ふ觀念なのでありますから、どうも掌ると助けると云ふ間には少し段階違ひがあるかと思ふのであります。
○伯爵宗武志君　掌ると云ふことでもうござりますか。
○政府委員(入江俊郎君)　さう云ふ意味ならそれで結構であります。
○澤田牛譬君　内閣直屬の恩給局か、今は印刷局はないと思ひますが、さう云ふやうな部局があります、さて云ふものは此の内閣の事務を助けると云ふ中に入りますか。
○政府委員(入江俊郎君)　十二條のとおりに色々なものがあるやうに考へて居ますが、内閣と申しますのは、先程國務大臣が仰つしやいましたやうに總理大臣と云ふことになりますけれども、其の總理大臣と言ひましても、此の内閣法で言つて居る十二條の規定でありますから、合議體としての内閣と云ふのがあつて、その代表として總理大臣があると云ふ考へなのであります。處が内閣總理大臣が各省大臣と同じように於て行政大臣となる場合もありますて、さう云ふ風な場合に、例へば恩賞であるとか統計と云ふことに付て所掌する事あると思ひます、それは必ず此處の末項に書いてある事項ではありますから、言つて見ますれば、あります必要な機関は、合議體たるの制度で言へば、或は今の所之に丁度云ふものを助けると云ふ意味で書いありますから、言つて見ますれば、この方面の部局とか或は豫算の部局に

て、そんなものが考へられれば、斯くやうな規定からして根據を置いて法律が定つて来るのだらうと考へります、従つて今の恩給局、統計局付ては十二條から離れて單獨の官廳として置くことがあるかと思ひます。○委員長(公爵岩倉具榮君)是にて條の審議を終りました、外に質問がなければ質問を打切りまして、討論になります。

○野村嘉六君 もう十分に質問應答來ましたからして、是で御採決を願ひます。

○澤田牛齋君 採決と云ふと何ですか、討論をしないで……

○野村嘉六君 それは異議がないとつて居りますが、

○澤田牛齋君 質問は済んだが、討論と云ふものはないのですか

○委員長(公爵岩倉具榮君) 討論について、他に御發言ありませぬか

○野村嘉六君 それでは討論終結の議を出します

○委員長(公爵岩倉具榮君) 澤田委員に御意見があるのです

○澤田牛齋君 私は此の内閣法は否すべきものと云ふ意見を出します、これは先程度々述べる通り、官廳法と吏法があれば、此の内閣法に於て是非共なければならぬと云ふ規定は其のへ入れゝば宜い、大體の規定を觀測すると、多くは憲法との重複になりまから、要らないものを省いて、是非共するものがあれば、其の一箇條か二箇條は官廳法に入れゝばそれで済むのを考へます、獨立の内閣法と云ふものを發布する必要はないと思ひますから、否決付

案を主張致します。

○野村嘉六君 私は原案の賛成の意見
を述べます。

○淺井清君 澤田さんの御議論も御尤
もではございますが、兎も角敗戦後
の今日に於てはバラツクしか建たない
状態でもございますし、色々法制上移
り變りがありますから、色々缺陷もあ
るとは思ひますけれども、私は先づ
本案に於て其の運用の上に十分
注意せられると云ふことを條件として
本案に賛成致します。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他に御意
見もなければ、本案の採決を致しま
す、本案を可決することに御異議ござ
いませぬか。

○澤田牛鷹君 賛成は全會一致であり
ませぬ。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 本案を可
決することに賛成の方の御起立を御願
ひ致します。

午後零時四十三分散會

(起立者多數)

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵宗	武志君
副委員長	子爵岩下	家一君
委員	子爵森	具榮君
	子爵稻垣	俊成君
	林	
	佐々木惣一君	
	義一君	